

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課)	1
公 告	
○こうち男女共同参画センターの指定管理者の募集(人権・男女共同参画課)	1
○狩猟免許試験の実施(鳥獣対策課)	2

## 告 示

### 高知県告示第771号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和3年8月31日

	高知県知事	濱田 省司
医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指定年月日
元氣堂調剤薬局	安芸市宝町8-20	令3・8・1
ほうえい店		
温クリニック四	四万十市具同5390	令3・8・2
万十		
よどや薬局土佐	土佐市高岡町乙3407	令3・8・2
高岡店		

## 公 告

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成10年高知県条例第44号。以下「条例」という。)第3条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

令和3年8月31日

高知県知事 濱田 省司

### 1 指定管理者が業務を行う施設の概要

#### (1) 施設の名称

こうち男女共同参画センター(以下「センター」という。)

#### (2) 施設の場所

高知市旭町三丁目115番地

#### (3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

### 2 指定管理者が行う業務

(1) 条例第2条第1号から第7号までに掲げる男女共同参画の推進に関する業務

(2) センターの許可施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務

(3) センターの利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(4) センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

(5) (1)から(4)までに掲げる業務のほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務

### 3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと思われるときは、その指定を取り消すものとする。

### 4 応募資格

高知県内に主たる事業所(本社又は本店等をいう。)を有し、かつ、3の指定期間中、センターの利用において、県民の平等利用を確保し、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、センターの管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

(1) 県内事業者のみによるもの

(2) 県内事業者及び県外事業者(指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。)によるもの

### 5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 定款、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し

(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書

キ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

ク 設立趣旨、事業内容等を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの

ケ アからクまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、令和3年8月31日(火)から同年11月1日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和3年11月1日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。

(3) 現地説明会を令和3年9月7日(火)午後1時30分から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。

(4) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060901/>)からも入手することができる。

(6) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

### 6 その他

県は、指定管理者とセンターの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課

電話番号088-823-9651

ファクシミリ番号088-823-9207

電子メールアドレス060901@ken.pref.kochi.lg.jp

~~~~~  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和3年8月31日

高知県知事 濱田 省司

1 実施の日時、場所等

| 日時                    | 場所            | 狩猟免許の種類          |
|-----------------------|---------------|------------------|
| 令和3年12月4日<br>午前10時から  | 黒潮町ふるさと総合センター | わな猟免許            |
| 令和3年12月5日<br>午前10時から  | 〃             | 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許 |
| 令和3年12月19日<br>午前10時から | 安芸市総合社会福祉センター | わな猟免許            |
| 令和4年1月22日<br>午前10時から  | 高知県立ふくし交流プラザ  | わな猟免許            |
| 令和4年1月23日<br>午前10時から  | 〃             | 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許 |

2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。）

3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験の実施する日の10日前までに到着するように提出すること。

4 狩猟免許申請書の配布場所

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。